

# 事業所で感染者が発生した場合の対応

## ■濃厚接触者の定義については変更なし

◎濃厚接触者とは…

手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防(適切なマスクの着用など)なしで陽性者と15分以上の接触があった者。

## ■事業所における濃厚接触者への対応

これまで

職場で陽性者が発生したら



濃厚接触者を特定し、自宅待機を要請

今後

職場で陽性者が発生したら



濃厚接触者の特定はしない  
(自宅待機を要請しない)

※対応についての詳細は2ページを参照してください。

# 事業所で感染者が発生した場合の対応

## 事業所

■体調の悪い従業員は出勤させず、医療機関を受診させる。  
(医師の判断で検査を行った場合、検査料は無料)

■従業員が体調不良を訴えた場合は直ちに受診(医師の判断で検査を行った場合、検査料は無料)を促すか、職場での検査(私費の抗原定性検査)を実施し、陽性の場合には直ちに受診させる。

陽性者が発生

陽性者が  
少人数の  
場合

同時に5人  
以上のクラ  
スターが発  
生した場合

保健所が介入

## 対応

陽性者と接触した従業員に対し、

- 7日間、ハイリスク者との接触などの行動を控えるよう求め、症状がある場合は受診を促す。
- 健康状態の確認、感染リスクの高い場所の利用や会食を避けるように求める。

- 濃厚接触者を特定し、必要な検査を実施する。(行政検査)
- 検査結果が陰性であった場合、濃厚接触者に対して、7日間の待機を要請(私費の抗原定性検査を4日目、5日目に行うことにより短縮可能)。解除の判断を保健所へ確認する必要はない。